

# 高岡市男女平等推進

〒933-0023 富山県高岡市末広町1-7  
(ウイング・ウイング高岡6階)  
tel. (0766) 20-1810 fax. (0766) 20-1815  
E-mail gec@office.city.takaoka.toyama.jp  
http://www.manabi-takaoka.jp/GEC/index.html

# センターだより



「ありて」は、自分の力で問題解決していくイザリスの童話「アリーナの冒険」の主人公の名前です。「私の未来は私が作る」とアリーナは信じています。



## 女性相談センターの相談から

富山県女性相談センター所長

かわ い ま き こ  
河 井 真 紀 子

平成20年4月に女性相談センターに赴任し、いろいろな悩みを抱える女性への支援を行っております。

女性相談センターの相談で、最も多いのは、夫等からの暴力に関する相談です。平成21年度は特に、全体の相談の中にDVが占める割合がとても高く、DV相談の述べ件数は過去最多でした。(3,010件)

DV相談は本当に深刻で、数十年に渡って、入院を何度もするような、大怪我をしながら、結婚生活を続けてこられた方も珍しくありません。

DVとは身体的な暴力だということは、ほとんどの方がご存知だと思いますが、言葉の暴力もDVだということは、御存知ない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

相談に来られて初めて、ご自身がDV被害者だということに気づかれる方もいらっしゃいます。

身体的な暴力をきっかけに、別れる決断ができる方もいらっしゃいますが、言葉の

暴力だけで別れる決心は、簡単にはつかないようです。

昨年、女性相談センターの新築1周年記念講演会で、京都の長谷川先生にご講演をしていただきました。夫の言動に振り回され、自分らしく生きることの難しい方が、いかにして自分のおかれた現状に気付いて乗り越えていったかについて、グループワークを活用された具体例も挙げながら、お話いただきました。

その中では、身体的な暴力よりも言葉の暴力のほうが、もっとつらいとおっしゃる方も多いとのことでした。

言葉の暴力の相談は、増えています。身体的な暴力と言葉の暴力、どちらがよりつらいか、一概には言えませんが、じっくりお話を聞かせていただいて、相談者がより良い選択ができるよう、気持ちの整理に寄り添うことが、女性相談センターの仕事だと思っております。またそのためには、日々の研鑽が必要だと痛感しております。



# 男女共同参画週間

H22年度キャッチフレーズ “ 話そう、働こう、育てよう。いっしょに。”

国では、「男女共同参画社会基本法」の公布、施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

当センターでは、この週間の関連事業として、男女平等・共同参画を分かりやすく説明する基礎講座、サロン内での企画展示、女性弁護士による無料法律相談（予約制）を行います。



平成22年度男女共同参画週間ポスター

## 男女平等・共同参画基礎講座

この講座は、男女平等・共同参画推進のために、センターと市民（Eネット=センター登録活動団体ネットワーク）が協働で開催するものです。

日時：6月17日（木）（基礎コース）・7月15日（木）（ステップアップコース）  
いずれも、19時30分～21時  
場所：高岡市男女平等推進センター会議室  
受講料：無料  
各定員：50名（市内に住むか、通勤・通学している方） 申込順、単独受講可。  
その他：満1歳以上就学前までのお子さんの託児をご希望の方は、6月7日（月）までに申込み下さい。

### 《基礎コース》

～ “ココ” から始める

男女平等・共同参画社会ってこんなこと～

「高岡市男女平等推進プラン」をもとに男女平等・共同参画の基本的なことをわかりやすく学びます。

【日時】 6月17日（木）19時30分～21時  
【講師】 センター職員（野村所長ほか）

### 《ステップアップコース》

男女平等・共同参画社会をめざして

～話し合おう これからの社会 私たちの生き方～

ひとり一人の違いを認め、「生き方」を考えます。

【日時】 7月15日（木）19時30分～21時  
【担当】 NPO法人 Nプロジェクトひと・みち・まち

## 男女共同参画週間中の企画展示は…

日時：6月23日（水）～29日（火）  
場所：男女平等推進センターサロン

6月30日から育児・介護休業法が改正、一部を除き施行されます。その改正法をわかりやすく紹介します。



《企画展示》「どこが変わったの？育児・介護休業法」

《俳句展示》「暮らしの中の男女共同参画を詠んでみました」（協力：「水鳥」富山県俳句教室）

《富山大学男女共同参画の取組み》

## 女性弁護士による無料法律相談（予約制）

日時：6月25日（金）  
14時～16時  
場所：男女平等推進センター相談室  
定員：8名 申込順  
6月7日（月）12時30分より受付

相談室専用電話

TEL(0766)20-1811



## 相談室をご利用ください

DV（夫や恋人からの暴力）、家庭や職場のトラブルや悩み事など悩んでいることは、ありませんか？一人で悩まないで、まず相談ください。

相談室はプライバシーに配慮した個室になっており、専任のスタッフによる電話相談や面接相談（予約制）を行います。

【電話相談】【面接相談（予約必要）】

9:30～16:30 月・火・水・金・土

14:00～20:00 木

（相談業務は毎週日曜日がお休みです。）

〒933-0023

富山県高岡市末広町 1-7

（ウイング・ウイング高岡 6階）

休館日 毎月第4月曜日

申込み・問合せは、男女平等推進センターまで。

(0766)20-1810 Fax(0766)20-1815

ホームページ <http://www2.city-takaoka.jp/gec/>



平成22・23年度富山県男女共同参画推進員（高岡連絡会）を紹介します



富山県男女共同参画推進員高岡連絡会の皆さん

富山県男女共同参画推進員は、地域での男女共同参画の実践の核として位置づけられています。

このたび、市内では、小学校区から推薦された52人が、県知事より推進員を依頼されました。

（推進員の役割）

- ・ 県が策定する男女共同参画計画の普及・啓発
- ・ 男女がともに協力して実施する地域活動の推進
- ・ 男女共同参画に関する施策推進への協力



## 心のおしゃれ 幸房

6月23日～29日は、男女共同参画週間です。女性の働く環境をパートナーとも一緒に考え、幸せ人生の一步前進につなげませんか。

職場にいる時は、子供のためにもっと時間をさきたいと思い、家に帰れば、やり残してきた仕事が気になり、次の会議までに目を通さなければならぬ書類のことも頭から離れません。だからといって、生活の基盤をパートナーに頼り、仕事を変えることは、好ましい解決法とは思えません。

そこでまず、女性にとって、今のままの家事・育児・仕事の両立は、自分のための時間の少なさがストレスになってしまうこと。夫婦にとって、ゆとりある日常こそが、気分を落ち着かせ、子育てや家族との会話も楽しめ、仕事へのエネルギーも湧くということ。

この2点をパートナーに十分理解してもらえよう話し合うことが重要でしょう。

幸い、6月30日から育児・介護休業法が改正され、一部を除き、施行されるという時代の追い風もあります。2人で大いに活用し、仕事と生活のバランスを取る方法を考えましょう。そんな暮らしの改善、話し合ったひとつ一つを着実に実行に移すことこそ、「男女共同参画週間」なのです。女性の皆さん、応援しています。小さな成功の一步をぜひ、男女平等推進センターにご一報ください。

高岡市男女平等推進センター所長 野村 乙美

### 新着図書のご紹介 センター新着図書からピックアップしています。

『高岡古城公園ガイド』 高岡観光ボランティアガイド やまたちばな発行

『女性の政治参画 みんなで国会へ行かんまいけ報告書』 「みんなで国会へ行かんまいけ」実行委員会発行



サロン内の図書・DVD・ビデオを原則一人10冊(本)、14日間の期限で貸出ししています。申込みは、センター窓口まで。

高岡市は男女平等・共同参画宣言都市です。

「認めあい 支えあい 共に輝くひととまち」をみんなで目指しましょう。